

# 農地等の利用の最適化の 推進に関する指針

令和7年9月  
弘前市農業委員会

# 農地等の利用の最適化の推進に関する指針

令和7年9月

弘前市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

弘前市は、西に岩木山を有し、南は白神山地に接する津軽平野の南西部に位置しており、市域のほぼ中心に沿って岩木川が南北に流れている地勢にある。基幹産業である農業は、山間部ではりんご、平野部では水稻を主作としており、環境保全にも大きな役割を果たしている。

この先人から受け継いだ農地を守り発展させるために、農業所得の向上と経営安定の実現に向け、農産物の生産力や競争力の強化・促進により、生産者が希望持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出が求められている。

基幹作物であるりんごは生産量日本一を誇り、稲作も盛んな当市農業ではあるが、農業者の高齢化と後継者不足から、中山間地域を中心に耕作を断念する者や規模縮小せざるを得ない農業者が増加している。特にりんごでは、労働力及び経費不足により、廃園とするための伐採等の処置がなされないまま遊休化する園地の増加が懸念されることから、農地の利用・集積の促進と、担い手の育成・確保について、強い危機感を持って担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものを行う。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組む必要がある。

以上の観点から、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）、農業委員会が委嘱する「農地活用支援隊」隊員が連携し、地区での活動を通じて「農地利用の最適化」が進んでいくよう、当農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を下記のとおり定める。

なお、この指針は、基盤法第5条第1項に規定する青森県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び基盤法第6条第1項に規定する弘前市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として、10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

目標と実績	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
令和7年3月(現状)	14,401 ha	501.2 ha	3.5 %
令和9年3月(目標)	14,257 ha	477.4 ha	3.4 %
令和12年3月(目標)	14,033 ha	433.0 ha	3.1 %
令和17年3月(目標)	13,636 ha	335.7 ha	2.5 %

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施

ア 農業委員及び推進委員は、担当地区において農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）及び同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の徹底を図る。

イ 利用状況調査の実施時期については、積雪期を除く通年で実施し、特に農作業着手が確認できる7、8月を「利用状況調査月間」と位置付け、広報紙等により調査の主旨を周知し、農業者に協力を呼びかける。

なお、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動についても、利用状況調査と併せて適宜実施する。

ウ 利用状況調査及び利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づ

く農地の利用調整を行う。

エ 利用状況調査及び利用意向調査の結果は、「農業委員会サポートシステム（e MAF F 農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

オ 特に放置された樹園地については、病害虫の発生源となり、周辺への影響が懸念されることから早期の把握に努める。

## ② 所有者等の過半を確知することができない遊休農地の利用促進

所有者等の過半を確知することができない遊休農地については、公示手続きを経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用を図る。

## ③ 農地中間管理機構との連携

利用意向調査の結果を受け、農地中間管理事業の活用を促すとともに、農業者の意向を踏まえ、農地中間管理機構への貸付けにより遊休農地の解消を図る。

## ④ 非農地判断

利用状況調査によって、再生利用が困難な土地に区分された土地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

### (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

目標と実績	管内の耕地面積 (A)	農地利用集積面積 (B)	集積率 (B/A)
令和7年3月(現状)	13,900 ha	9,048 ha	65.1 %
令和9年3月(目標)	13,780 ha	9,366 ha	68.0 %
令和12年3月(目標)	13,600 ha	9,844 ha	72.4 %
令和17年3月(目標)	13,300 ha	10,640 ha	80.0 %

※「現状(令和7年3月)」は「令和7年度最適化活動の目標の設定等」の数値

参考：農地中間管理事業

目標と実績	管内の耕地面積 (A)	農地利用集積面積 (B)	集積率 (B/A)
令和7年3月(現状)	13,900 ha	686 ha	4.9 %
令和9年3月(目標)	13,780 ha	858 ha	6.2 %
令和12年3月(目標)	13,600 ha	1,116 ha	8.2 %
令和17年3月(目標)	13,300 ha	1,546 ha	11.6 %

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ① 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに対し人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに市と連携・協力して取り組む。

特に目標地図の素案の作成にあたっては、農地所有者に対して10年後の経営規模等に関する意向を把握し、将来の農地利用の姿を明確にするために経営意向調査を実施する。

#### ② 担い手の掘り起こし

農地の受け手、地域の担い手候補となる、意欲ある農業者を支援するために関係機関等に必要な意見、要望の提出を行うとともに、関係機関・団体と連携しながら、地域内・外の担い手の掘り起こしに取り組む。

### ③ 農地中間管理機構等との連携

農業委員会は市、農地中間管理機構、農業協同組合等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地のリスト化を行い、「地域計画」に位置付けられた担い手等に対し、農地中間管理事業を活用した農地のマッチングを促すなど、農地の集積・集約化に取り組む。

### ④ 地域計画（目標地図）の実現に向けた取組の推進

市の作成する地域計画（目標地図）について、その実現に向けた取組を農地中間管理機構や農業協同組合等の関係機関・団体と一体になって推進する。

### ⑤ 農地の利用調整と利用権設定等

農業経営基盤強化促進法に基づく利用調整及び農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づく農地のあっせんによる認定農業者等への農用地利用集積活動を行う。

また、農地の利用調整について、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための交換と利用権の設定を推進するとともに、農地中間管理事業の利用を働き掛ける。

### ⑥ 広報による農地流動化の推進

農業委員会が月1回発行する広報紙「農業ひろさき」等に、農地流動化情報をはじめとする農地利用集積に向けた記事を掲載する。

### (3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 3. 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

目標と実績	新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積
令和7年3月(現状)	38.9ha
令和9年3月(目標)	44.7ha
令和12年3月(目標)	44.7ha
令和17年3月(目標)	44.7ha

※「現状(令和7年3月)」は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

##### ① 新規参入者を支援する取り組み

弘前市総合計画の「新たな担い手の育成・確保」に関し、関係機関との連携によるサポート活動を行うとともに、新規参入者が地域で円滑に就農・定着できるようフォローアップし、農地取得の意向がある場合は、農業委員及び推進委員が農地をあっせんするなど、情報の提供を行う。

##### ② 市外からの新規参入を推進する取り組み

農業委員会が参画しているひろさき農業総合支援協議会と連携した新規就農対策事業等の積極的な取り組みを推進する。

また、各年度において農業委員又は推進委員の1名以上が新規就農に関連した相談会・説明会等に参加する。

#### (3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」とおりとする。

#### **4. 農業委員及び推進委員の活動目標**

1から3に掲げる成果目標を達成するため、最適化活動強化月間を各年度において3月以上設定する。

また、農業委員及び推進委員の最適化活動を行う日数の目標を1月あたり10日以上とする。

#### **第3 「地域計画」の目標を達成するための役割**

「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、弘前市農業委員会は次の役割を担っていく。

- (1) 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- (2) 農家への声掛け等による意向把握
- (3) 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- (4) 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- (5) 「地域計画」の定期的な見直しへの協力

#### **第4 弘前市の農業の活性化に向けた農業委員会の諸施策**

- (1) 農業者年金の加入推進及び家族経営協定の締結や法人化の推進により、農業者の経営安定を図るとともに、各種事業と連携して担い手の確保を図る。
- (2) 広報紙「農業ひろさき」等を通じ各種制度など農業に関する最新情報を提供する。
- (3) 農地利用の最適化を推進するため、法第38条に基づく関係機関への要請活動を行う。